

指定通所介護利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 理事長
平田 理（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスももその（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防・日常生活支援総合事業及び指定通所介護サービス（以下サービスという。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。

（通所介護計画の決定・変更）

第2条 事業者は、サービス提供の開始に際して通所介護計画を作成します。

- 2、事業者は、通所介護計画の原案について、契約者に説明し、同意を得たうえで決定するものとしします。
- 3、事業者は、契約者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡する等必要な援助を行います。
- 4、事業者は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族と協議して通所介護計画を変更し、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとしします。

（サービス利用料金の支払い）

第3条 契約者及び連帯保証人は、要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとしします。

- 2 連帯保証人は、契約者（主債務者）が利用料等（債務）を支払えない場合、代わりに返済する義務を負うものとしします。
- 3 前項の他、契約者は日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとしします。
- 4 連帯保証人は本契約から生ずる一切の債務を、極度額30万円の範囲内で負担するものとしします。
- 5 契約者及び連帯保証人は、サービス利用料金を事業者が指定する方法により、支払うものとしします。

（利用料金の変更）、

第4条 前条に定める利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、あるいは経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に事前に説明したうえで、利用料金を相当な額に変更することができるものとしします。

(サービス提供の記録・開示)

第5条 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、契約終了後2年間保管するものとします。

なお、契約者あるいは契約者家族より求めがあれば、サービス提供記録を開示いたします。

(サービス利用の中止・変更・追加)

第6条 契約者は、利用予定日の前に通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、サービス実施日前日までに申し出るものとします。

2、事業者は、契約者の身体状況等により、サービスの内容の変更又は中止をすることがあります。その際には、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

(運営規程の遵守)

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従って必要な人員を配置し、契約者に対し本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物および付帯施設の維持管理を行うものとします。

2、運営規程は、本契約に付随するものとして、契約者・事業者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとします。

(守秘義務等)

第8条 事業者及びサービス従業者は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないものとし、この守秘義務は本契約が終了した後も継続するものとします。

2、事業者は、契約者に緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供することができるものとします。

3、事業者は、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合は、居宅介護支援事業者やサービス担当者会議等に契約者又はその家族等に関する個人情報を提供することができるものとします。

(損害賠償責任)

第9条 事業者は、本契約に基づく通所介護サービスの提供において、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償責任を負うものとします。

2、前項の場合、契約者にも故意又は重大な過失があると認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

(事業者の責に帰すべからざる事由)

第10条 本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

- (4) 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(契約期間・更新・終了)

第11条 本契約の契約期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までとし、契約満了の7日前までに契約者から文書による終了の申し出がない限り自動更新されるものとします。

2、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は自動的に終了するものとします。

- (1) 介護保険施設に入所した場合
- (2) 要介護認定区分が「自立」と認定された場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(契約者からの中途解約)

第12条 契約者は、本契約の有効期間中に契約を解約することができるものとします。この場合、7日前までに事業者へ通知するものとします。

2、契約者は、以下の事項に該当する場合は、本契約を即時に解約することができるものとします。

- (1) 利用料金の変更に同意できない場合
- (2) 運営規程の変更に同意できない場合
- (3) 医療機関等に入院した場合
- (4) 契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第13条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な措置をとらない場合

(事業者からの契約解除)

策14条 事業者は契約者が次の事項に該当する場合は、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、事業者から催促があつたにも拘らず、1ヶ月以内に支払われない場合
- (3) 契約者又はその家族が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより事業者又は職員若しくは他の利用者の生命・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(苦情処理)

第15条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者から苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

2、事業者は、契約者が苦情申し立てを行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないものとします。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、事業者と契約者双方で誠意をもって協議するものとします。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、契約者(代理人を選任した場合は代理人)及び事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

事業者

住所 山梨県甲府市若松町6-35
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理

⑩

年 月 日

契約者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ ⑩

上記代理人(家族代表)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 続柄: _____ ⑩

連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 続柄: _____ ⑩